

苫小牧市総合体育館 保安警備業務仕様書

1 警備業務

指定管理者は、苫小牧市総合体育館内外にかかる次に掲げる保安警備業務を誠実に実行し、財産の保全を図るものとする。

- (1) 火災、盗難、破壊または不法行為の防止
- (2) 事故発生時における関係先への通報、連絡及び処置
- (3) 警備実施結果の業務報告

2 機器の設置及び監視体制

指定管理者は、次項に掲げる設置箇所に機械警備を行うために必要な警報センサー等の機器（以下「機器」という。）を設置し、6項に掲げる警備時間中、機器により関知される異常の有無を警報受信装置等（以下「受信装置」という。）により間断なく監視し、警備の安全を図るものとする。

3 機器の設置箇所

機器の設置箇所は、基本協定締結時に示すものとする。

4 警備員による巡回

- (1) 指定管理者は、6項に掲げる巡回警備時間に警備員を派遣するものとする。
- (2) 指定管理者は、警備員に対し、警備に必要な服装及び懐中電灯等を携行させるとともに、指定管理者が発行する身分証明書を携行させるものとする。

5 警備員の業務内容

苫小牧市総合体育館の秩序の維持、災害の防止、館内外及び附属設備等の管理守備に関する業務を行う。

また、警備員は、常に所定の服装で指定管理者が発行する身分証明書を携帯し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内外の出入者に注意をはらい、館内においては不都合の行為ある者、挙動不審と認められる者及び無用の者を退館させ、館外においては特に駐車場の適正な利用の確保（出入車の誘導と指示）を図ること。
- (2) 館内外を巡回すること。窓の開閉、給湯栓、暖房設備の管理及び照明等の管理に従事すること。館の使用者又は、職員の退館後、窓の閉鎖、消灯及び電熱器、ガス器具、水道栓、暖房設備等の止栓点検、その他異常のないことを確認した後、出入口に鍵をかけること。
- (3) 遺失物等の発見又は、拾得物の届け出を受けたときは、速やかに係員に届け、その指示を受けること。

- (4) 定期的に消火器の点検を行い、非常の事態に備えること。
- (5) その他係員が命じたこと。

6 警備時間

警備時間については次のとおりとする。

(1) 機械警備

- ア 毎 夜：午後 9 時 3 0 分から翌日午前 8 時 0 0 分まで
- イ 休館日：午前 8 時 0 0 分から翌日午前 8 時 0 0 分まで
(休館日：1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで)

(2) 巡回警備

午前 8 時 0 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

7 警備担当者及び警備員の選任

指定管理者の警備担当者及び警備員の指導監督及び人事に関して、一切を指定管理者の責任において行うものとする。

8 緊急連絡者名簿の提出

- (1) 指定管理者は、苫小牧市（以下「市」という。）に対し、あらかじめ指定管理者の指定する緊急連絡者名簿を提出するものとする。
- (2) 指定管理者は、当該緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度、文書をもって市に通知するものとする。

9 異常事態発生の措置

指定管理者は、6 項に掲げる警備時間中に異常または事故が発生したときは、次の処置を行わなければならない。

- (1) 施設に急行し異常事態の確認をするとともに、事態の拡大防止を図る適切な処置を行うこと。
- (2) 警備本部にその状況を連絡し、必要に応じ警備の強化を図ること。
- (3) 前項に掲げる市の指定する職員へ緊急連絡をするとともに、市の職員の指示を受け、適切な処置を行うこと。

10 機器の保守

指定管理者は、機器が正常な機能を保持するため、毎月 1 回以上定期的に保守点検を行うとともに、警備本部において警備時間中に機器の正常な作動を確認し、機器に異常が生じたときは、ただちに必要な処置をとらなければならない。

11 鍵の預託

指定管理者は、市から預託された警備実施に必要な鍵を厳重に取扱い保管するものとする。

1 2 業務計画書

- (1) 指定管理者は、保安警備業務の実施にあたり、あらかじめ機器の設置場所を記載した図面及び保安警備実施計画書を作成し、市に提出し承認を受けるものとする。
- (2) 指定管理者は、保安警備業務実施計画書に変更があったときは、速やかに変更内容を確認できる書面を市に提出し、市の承認を受けるものとする。

1 3 緊急時の報告

9 項に掲げるもののほか、異常事態発生時に処置を施したときは、速やかに報告書を市に提出するものとする。

1 4 その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度、指定管理者と市が協議して決定するものとする。